四　（略）	
（北海道開発局組織規則の一部改正）	
第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十九　（略） 四十　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関すること。 四十の二　建設業法に基づく建設資材製造業者等に対する勧告等に関すること。 四十一・四十一の二　（略） （削る） 四十二　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十九　（略） 四十　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関すること。 （新設） 四十一・四十一の二　（略） 四十二　建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 四十三　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。
四十三～四十七　（略） 四十八～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関すること。 四の二　建設業法に基づく建設資材製造業者等に対する勧告等に関すること。 五～七の三　（略） （削る） 八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 九～十三　（略） 十四～十八　（略）	四十四～四十七の二　（略） 四十八～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関すること。 （新設） 五～七の三　（略） 八　建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 十～十三の二　（略） 十四～十八　（略）

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。